

# 障害福祉DBの利用に関する ガイドラインの改正案について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
こども家庭庁支援局障害児支援課

## 趣旨

- 利用者の利便性向上の観点から、審査に係る手続のうち簡素化が可能なものについての見直し及び表現の正確化・明確化など可読性向上のための見直しを行う。
- 他の公的DB等との連結利用に際し、手続・審査基準等について整合を図るため、先行するNDBガイドラインの変更箇所について、同様の観点から見直しを行う。

## 主な改正内容

- ① 手続の簡素化
  - 研究成果の公表先・公表時期の変更に係る手続の書類提出が不要となるよう改正
- ② NDBガイドライン 第3. 1版における変更箇所の反映
  - 倫理審査委員会の審査が不要となる場合を明確化（公的機関主体の政策利用の場合は不要）
  - 誓約書及び依頼書の提出期限を「承諾後1年以内」に明確化
  - 公表前確認に関するルールを整理
    - 公表前確認の依頼メール送信を行う端末のセキュリティ要件を追記
    - 依頼時の注意（時間的余裕を持った依頼のお願い）を追記
  - 公表前確認における公表物の満たすべき基準に用いる人口が「抽出対象期間における人口」である点を明確化
  - 法令・契約違反時の利用停止対象が「障害福祉DBデータ等」であることを明確化
- ③ その他
  - 本ガイドライン改正について、提供申出者への影響を小さくするため、本年12月に開催される個別審査の提供申出の締切2か月前である、令和8年8月24日より全ての提供申出と利用に対して適用。